

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件 副本直送済

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

被告準備書面（1）

令和2年5月8日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

泉 徳

同

小坂 準

同

森 安博

同

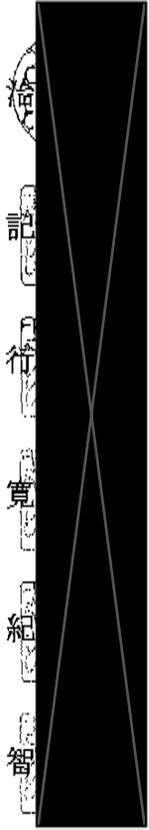
川上 貴

同

小勝 有

同

佐藤 大



目 次

第1 請求の原因に対する認否.....	5
1 「1 はじめに」(訴状3頁以下)について.....	5
2 「2 当事者」(訴状5頁以下)について.....	6
3 「3 助成金不交付決定に至る経緯」(訴状6頁以下)について.....	6
(1) 「(1) 原告による映画製作」(訴状6頁以下)について.....	6
(2) 「(2) 原告による助成金交付要望書の提出」(訴状8頁)について..	7
(3) 「(3) 被告からの助成対象活動の内定及び助成金交付内定の通知」(訴状8頁以下)について.....	7
(4) 「(4) 原告の助成金交付申請の提出, 及び, 被告の異例の対応」(訴状9頁)について.....	8
(5) 「(5) 被告からの内定辞退の提案」(訴状9頁以下)について.....	9
(6) 「(6) 被告からの不交付決定通知」(訴状10頁以下)について..	10
4 「4 本件処分の違法性について」(訴状10頁以下)について.....	10
(1) 「(1) 処分要件欠如」(訴状10頁以下)について.....	10
(2) 「(2) 裁量権(要件裁量)の逸脱・濫用」(訴状12頁以下)について.....	10
(3) 「(3) 手続的違法事由」(訴状24頁以下)について.....	13
5 「5」(訴状26頁以下)について.....	13
第2 映画製作助成金交付の仕組み.....	14
1 映画創造活動支援事業「映画製作への支援」について.....	14
2 映画製作助成金の交付の決定.....	15
(1) 本件要綱による交付の手続.....	15
(2) 振興会法14条1項1号イと振興会法17条で準用する補助金適正化法6条1項との関係.....	17
第3 被告の主張.....	20
1 はじめに.....	20
2 被告理事長は本件要綱8条1項に従って本件処分を行ったこと.....	20
3 本件要綱8条1項は助成金の交付が被告理事長の自由裁量行為であることを明記していること等.....	21
(1) 行政裁量について.....	21
(2) 本件要綱8条1項が規定する被告理事長の裁量権.....	22
4 本件要綱8条1項による決定において, 被告理事長は「公益性の観点」を考慮すべきこと.....	22
(1) 行政の本質から, 本件要綱8条1項による助成金の交付決定において「公益性の観点」を当然に考慮すべきこと.....	22
(2) 本件要綱8条1項による助成金の交付決定に「公益性の観点」を考慮すべきことは法律の要請であること.....	23
(3) 小括.....	26

5	本件処分は裁量権の逸脱又は濫用の違法がなく、適法であること.....	26
第4	原告の主張に対する反論.....	27
1	はじめに.....	27
2	処分要件の欠如（訴状10～12頁）はないこと.....	27
(1)	原告の主張.....	27
(2)	被告の反論.....	28
3	裁量の限定（訴状12～14頁）について.....	29
(1)	原告の主張.....	29
(2)	原告の①の主張に対する反論.....	30
(3)	原告の②の主張に対する反論.....	31
(4)	原告の③の主張に対する反論.....	31
4	裁量権の逸脱濫用（訴状14～24頁）について.....	32
(1)	審査枠組み（訴状14～15頁）について.....	32
(2)	考慮不尽の違法（訴状15～19頁）について.....	32
(3)	他事考慮の違法（訴状19～22頁）について.....	33
(4)	重大な事実の基礎を欠くこと（訴状22頁）について.....	36
(5)	事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと（訴状22頁）について.....	38
(6)	裁量基準に反する不公正な判断（訴状22～24頁）について..	38
(7)	平等原則違反（訴状24頁）について.....	40
5	手続的違法（訴状24～26頁）について.....	40
(1)	諮問手続の瑕疵（訴状24～25頁）について.....	40
(2)	理由付記の不備の瑕疵（訴状25～26頁）について.....	41
6	まとめ.....	42
第5	結語.....	43
第6	求釈明.....	44

被告は、訴状に対し、以下のとおり認否し、また、主張及び反論する。

なお、訴状において定義されている略語については、本書面において別に定義しない限り同じ意味で用いる。また、本書面において定義した略語も含め、以下のとおり、整理される。

【図1】略語表

用語	略語	備考
独立行政法人日本芸術文化振興会法	「振興会法」	訴状で定義
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	「法」又は「補助金適正化法」	〃
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱	「本件要綱」	〃
令和元年7月10日付け平成31年度文化芸術振興費補助金の助成金不交付決定（甲6〔助成金不交付決定通知書〕）	「本件処分」	〃
新井英樹氏	「新井氏」	〃
漫画『宮本から君へ』	「本件原作」	〃
映画『宮本から君へ』（乙1の1〔本件映画〕）	「本件映画」	〃
映画創造活動支援事業として映画製作団体に交付される文化芸術振興費補助金による助成金	「映画製作助成金」	本書面で定義
本件処分時の募集案内（甲7〔本件募集案内〕）	「本件募集案内」	〃
本件映画に係る映画製作助成金の交付及びその額の内定（甲3〔本件内定通知書〕）	「本件内定」	〃
令和元年12月20日付け訴状	「訴状」	〃
麻薬及び向精神薬取締法	「麻薬取締法」	〃
ピエール瀧氏	「本件出演者」	〃

第1 請求の原因に対する認否

1 「1 はじめに」(訴状3頁以下)について

第一段落及び第二段落(「昨今」及び「今年」で始まる段落)については、不知。

第三段落(「これらの問題」で始まる段落)については、概ね認めるものの、被告が本件処分を行った理由は、正確には、助成金不交付決定通知書(甲6)記載のとおりである。

第四段落(「こういった」で始まる段落)については、不知。

第五段落(「そもそも」で始まる段落)については、争う。

第六段落(「被告の目的等につき」で始まる段落)については、認める。

第七段落(「この『調査』については」で始まる段落)については、否認ないし争う。

第八段落(「かかる」で始まる段落)については、否認ないし不知。本件処分は、漠然とした理由でなされたものではない(この点については、後記第4(27頁)において、原告の主張に対する反論として詳述する。)

第九段落(「憲法25条1項」で始まる段落)については、多様な価値観を醸成し、心豊かな社会づくりを行うためには、文化芸術活動への公的支援は必要となること、被告がこれまで行ってきた文化芸術活動への支援や助成は意義深いものであることの限度で認め、その余は否認ないし不知。

第十段落(「被告は」で始まる段落)については、概ね認めるが、一部不正確な文言が見られる。原告が「文化芸術活動への助成金交付要綱」と主張する要綱は、正しくは「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」という名称であり(甲9〔本件要綱(令和元年9月27日改正)〕)、また、原告が「公益性の観点から不相当と認められた場合」と主張する基準は、正しくは「公益性の観点から助成金の交付内定が不相当と認められる場合」(甲9〔本件要綱(令和元年9月27日改正)〕・8条3項4号参照)である。

第十一段落（「さらに」で始まる段落）については、第一文は認め、第二文は否認する。「令和2年度助成対象活動募集案内」（甲10）に記載した「助成対象活動に出演するキャスト又は製作に関わるスタッフ等が犯罪などの重大な違法行為を行った場合には、『公益性の観点』から助成金の交付内定や交付決定の取消しを行うことがあります。」（同28頁「不正行為等に係る処分」参照）との文言は、本件要綱の改正を踏まえ、助成金の交付内定や交付決定の取消しを行い得る場合を例示したにすぎず、この記載をもって、原告が主張するような「全ての関係者が重大な違法行為を行わないようコントロールできる自信がないのであれば、助成金の応募はしないでください」という意思が導き出されるものではない。

第十二段落（「本件訴訟において」で始まる段落）については、否認する。

第十三段落（「本件訴訟は」で始まる段落）については、不知。

2 「2 当事者」（訴状5頁以下）について

第一段落（「原告は」で始まる段落）については、不知。ただし、特段争うものではない。

第二段落（「被告は」で始まる段落）については、概ね認めるが、一部不正確な文言が見られる。被告の目的のうち、「…その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する支援を行い…」と記載されている箇所については、正しくは「…その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い…」（下線は被告代理人による）である。

3 「3 助成金不交付決定に至る経緯」（訴状6頁以下）について

(1) 「(1) 原告による映画製作」（訴状6頁以下）について

訴状6頁17行目ないし7頁19行目記載の本件映画の概要については認め、その余は不知。

なお、原告は「平成31年3月6日に、このMAを開始し、同月12日に、MAを完了させた。」（訴状8頁5, 6行目）と主張するが、この点に関し、後記第6（44頁）のとおり、釈明を求める。

(2) 「(2) 原告による助成金交付要望書の提出」(訴状8頁) について

認める。

(3) 「(3) 被告からの助成対象活動の内定及び助成金交付内定の通知」(訴状8頁以下) について

第一段落（「被告は」で始まる段落）のうち、第一文は助成金交付要望書の審査及び本件内定等の主体を被告とする点は否認し、その余は認める。助成金交付要望書の審査及び本件内定等は、被告ではなく、被告理事長が行ったものである（甲3〔本件内定通知書〕、甲9〔本件要綱（令和元年9月27日改正）〕・4条）。また、第二文については原告記載の内容が不正確である。内定に係る審査は、被告理事長が諮問機関である芸術文化振興基金運営委員会の答申を踏まえて行うものであり（甲9〔本件要綱（令和元年9月27日改正）〕・4条）、劇映画専門委員会等が行うものではない。なお、劇映画専門委員会は、映像芸術部会（同部会は、被告理事長から諮問を受けた芸術文化振興基金運営委員会から、付託を受けている）から付託を受けた委員会である（甲4〔被告ウェブサイト〕「審査の仕組み」参照）。

第二段落（「なお」で始まる段落）については、「同専門委員会は、…上記助成金交付内定決定を行ったのである」については否認し、その余は認める。前述のとおり、本件内定を行ったのは被告理事長である（甲3〔本件内定通知書〕、甲9〔本件要綱（令和元年9月27日改正）〕・4条参照）。なお、劇映画専門委員会における本件映画の検討は、本件出演者の逮捕以前に実施されている。また、我が国では、無罪推定の原則が保障され、具体的に、刑事

訴訟法には「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」(同法336条)等と規定されている。いうまでもなく、逮捕されたのみでは有罪が確定したとはいえないことを念のため付言しておく。

(4) 「(4) 原告の助成金交付申請の提出、及び、被告の異例の対応」(訴状9頁) について

「原告は大いに困惑し、対応に苦慮した。」ことは不知。その余は否認する。

甲第5号証の助成金交付申請書は平成31年4月1日付けとなっているが、同日に提出されたものではない。被告が、同年4月18日、原告を含む交付内定を受けた複数の団体に対し、助成金交付申請書の電子データを令和元年5月22日までに提出するとともに、押印した書面を同年6月3日までに提出するよう一斉メールにて求めたところ(乙2〔平成31年4月18日付け被告メール〕)、原告は、令和元年5月21日、被告に対し、メールにより、助成金交付申請書の電子データ(Wordファイル及びExcelファイル形式の押印がないもの)を提出した(乙3〔令和元年5月21日付け原告メール〕)。被告が助成金交付申請書の電子データを確認していたところ、原告から押印した書面を提出すべきか否か問い合わせの電話連絡があったため、被告は、原告に対し、「確認中のため、押印した書面の提出を待つてほしい。」旨の返答を行った。その後、同年6月28日に被告職員が原告本社を訪問した際に、映画製作助成金の不交付決定がなされる見込みであるものの希望があれば押印した書面を提出するよう伝えたところ、同年7月2日、被告宛てに助成金交付申請書の押印版(甲5〔助成金交付申請書〕)が宅配便で届いたものである(乙4〔お届け先控え〕)。したがって、甲第5号証の助成金交付申請書は平成31年4月1日に提出されたものではないし、被告は、原告からの助成金交付申請書の受領を拒否したものでもない。

(5) 「(5) 被告からの内定辞退の提案」(訴状9頁以下) について

第一段落(「前述したとおり」で始まる段落)については、平成31年3月13日に本件出演者の麻薬取締法違反による逮捕が発表され、その後、本件出演者が、令和元年6月18日、懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を受け、同判決が確定したことは認め、その余は不知。

第二段落(「平成31年」で始まる段落)及び第三段落(「その内容は」で始まる段落)については、平成31年4月24日に本件映画の試写会が行われ、被告担当者が原告に対し本件映画の今後の対応について質問した限度において認める。なお、原告が記載している「試写会」とは、製作関係者向けに行われた初号試写であり、一般向けやマスコミ向けに行われた試写会ではない(現に、同試写会に出席していたのは、本件映画の製作関係者数名、文化庁担当者1名及び被告担当者3名のみであった。)。そして、被告担当者は、平成31年4月24日の初号試写において、原告に対して、本件映画に関する今後の対応について尋ねたが、この頃、本件出演者が出演していた他の映画作品やテレビ番組において、各映画会社や放送局が、出演箇所を代役で撮り直して再編集したり、上映等を延期したり、再編集をせずにそのまま上映等したりするなど様々な対応をしていたことから、本件映画に係る状況について質問したにすぎない。

第四段落(「これに対して」で始まる段落)については、原告代表者が再編集の意図がないこと、内定を辞退する意思がないことを伝えたことは認め、その余は不知。

第五段落(「その後」で始まる段落)については、原告本社を訪れた被告担当者が「XXXXXXXXXX外3名」であること及び被告担当者が映画製作助成金の受け取りを辞退するように求めたことは否認し、その余は認める。原告本社を訪れた被告担当者は、「XXXXXXXXXX外2名」(下線は被告代理人による)が正しい。また、被告担当者は、映画製作助成金の不交付決定がなされる見込みで

あるものの希望があれば交付申請書の押印版を提出するよう伝えたものであって、受け取りの辞退を求めたものではない。

第六段落（「しかし」で始まる段落）については、否認する。上記（４）（８頁）で述べたとおり、被告が助成金交付申請書の押印版（甲５）を受領したのは、令和元年７月２日であり（乙４〔お届け先控え〕）、当該申請書の提出を受けて被告理事長が本件処分を行ったものである。

（６）「（６）被告からの不交付決定通知」（訴状１０頁以下）について

本件処分を行ったのが被告であることは否認し、その余は認める。本件処分を行ったのは、被告理事長である（甲６〔助成金不交付決定通知書〕）。

４ 「４ 本件処分の違法性について」（訴状１０頁以下）について

訴状第２の「４ 本件処分の違法性について」以降は、主に原告による法的な主張がなされており、被告は、これに対して全面的に争うものである。したがって、以下の認否では、事実関係等に関して、必要な範囲で認否を行う。

（１）「（１）処分要件欠如」（訴状１０頁以下）について

本件処分の通知内容については認め、その余は否認ないし争う。本件処分は、本件要綱７条１項による申請に対し、本件要綱８条１項に従ってなされたものである。

後記第３（２０頁）以下で述べるとおり、被告による本件処分に何ら違法はない。

（２）「（２）裁量権（要件裁量）の逸脱・濫用」（訴状１２頁以下）について

ア 「ア 裁量が限定されること」について

本件要綱及び本件募集案内（甲７）の記載内容については認め、その余は

否認ないし争う。原告は、「申請書の記入, 提出書類についての説明はない。」などと主張するが, 被告は, 内定通知書(甲3)とともに, 申請書の記入上の注意を記載した「手引き」を同封している。

また, 後記第3(20頁)で述べるとおり, 本件要綱8条1項による処分における裁量は, 原告が主張するように限定されるものではない。

イ 「イ 裁量権の逸脱濫用」について

(ア) 「(ア) 審査枠組み」について

原告が指摘する各判例の存在は認め, その余は否認ないし争う。

(イ) 「(イ) ③に係る違法1(考慮不尽)」について

本件の助成金が振興会法14条1項1号に基づくものであること, 原告の主張する「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次方針)」(平成23年2月8日閣議決定)の記載事項及び文化芸術基本法の規定内容並びに本件映画が原告主張の各賞を受賞し, 又はノミネートされていることは認め, その余は否認ないし争う。

上記3(3)(7頁)のとおり, 劇映画専門委員会における本件映画の検討は, 本件出演者の逮捕以前に開催されている。

そして, 後記第4の4(2)(32頁)のとおり, 原告主張の考慮不尽による裁量権の逸脱濫用はない。

(ウ) 「(ウ) ③に係る違法2(他事考慮)」について

本件映画が, 麻薬が密売等されたりするような内容は含んでいないことは認め, その余は否認ないし争う。

原告は, 「内定後に交付が取り消されたという前例はなく」(訴状21頁24, 25行目)などと主張するが, 正しくは, 「内定後に不交付決定を

行ったという前例はなく」である。

そして、後記第3（20頁）及び第4の4（3）（33頁）のとおり、本件要綱8条1項による処分においては、「公益性の観点」も考慮要素の一つであり、本件処分には他事考慮による裁量権の逸脱濫用はない。

(エ) 「(エ) ①に係る違法（重大な事実の基礎を欠く判断）」について
否認ないし争う。

後記第4の4（4）（36頁）のとおり、原告が主張する事情は重大な事実ではなく、本件処分は、重大な事実の基礎を欠いたものではない。

(オ) 「(オ) ②に係る違法（事実に対する評価の明らかな合理性欠如）」について
否認ないし争う。

後記第4の4（5）（38頁）のとおり、本件出演者の麻薬取締法違反に係る事件に対する被告の評価は正当であり、本件処分は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くものではない。

(カ) 「(カ) ④に係る違法（裁量基準に反する不公正な判断）」について

被告が、令和元年9月27日、本件要綱を改正し、同8条3項4号に「公益性」に係る規定を設けたこと自体は認め、その余は否認ないし争う。

原告は、「内定審査に係る審査項目は詳細なものであり、提出資料も多く、慎重な審査がなされているのに対し、内定後の交付決定の審査は、このような審査は現状なされていない。」（訴状23頁9～11行目）などと主張するが、被告は、助成金交付内定をした団体から申請書の提出を受け、内容を精査、確認の上、被告理事長において交付決定手続を行っており、原告の上記主張は事実と反する。本項における原告の主張は、全体として

趣旨が不明であるが、いずれにせよ、本件処分は、本件要綱に従ってなされたものであり、不公正な点はない。

(キ) 「(キ) ⑤に係る違法（平等原則違反）」について

芸術文化振興基金の目的自体は認め、その余は否認ないし争う。

後記第4（7）（40頁）のとおり、本件処分には平等原則の観点からの裁量権の逸脱濫用もない。

なお、「本件の助成金の原資は、芸術文化振興基金である」と主張する点は原告の事実誤認であり、正しくは、文化庁予算に計上されている文化芸術振興費補助金については税金が原資である。この点については、後記第2（14頁）において詳述する。

(3) 「(3) 手続的違法事由」（訴状24頁以下）について

ア 「ア 諮問手続の瑕疵」について

否認ないし争う。

後記第4の5（1）（40頁）のとおり、本件処分にあたり、劇映画専門委員会等への再度の諮問は必要なく、本件処分にはその手続上も瑕疵はない。

イ 「イ 理由付記の不備の瑕疵」について

否認ないし争う。

後記第4の5（2）（41頁）のとおり、補助金適正化法上、そもそも理由付記の義務はなく、原告の主張には理由がない。

5 「5」（訴状26頁以下）について

争う。

第2 映画製作助成金交付の仕組み

被告の主張を述べるにあたり、本件において問題となっている映画製作助成金交付の仕組みについて概要を説明する。

1 映画創造活動支援事業「映画製作への支援」について

被告は、振興会法3条の目的を達成するため、「芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動」に対する資金の支給その他必要な援助業務を行っている（振興会法14条1項1号イ）。

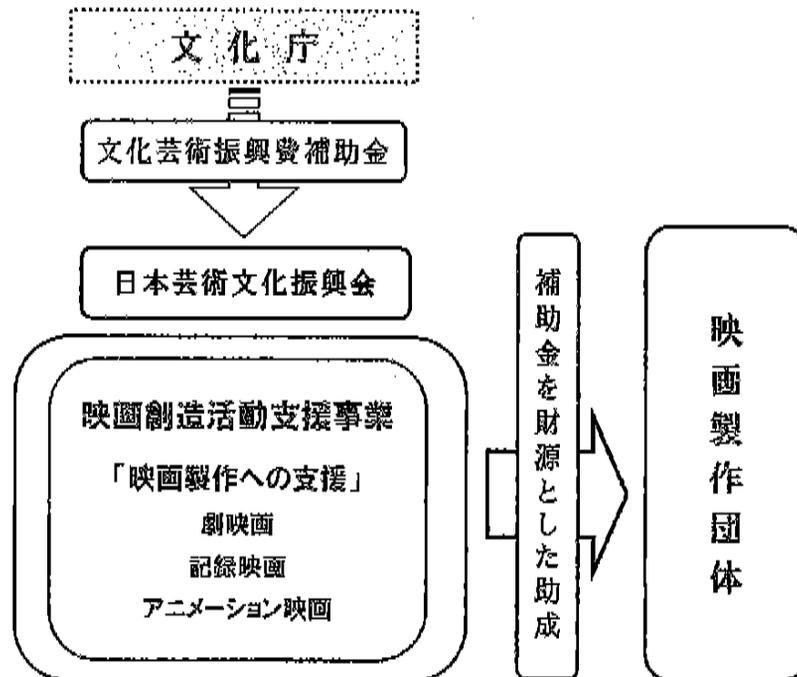
被告は、振興会法14条1項1号イの事業に要する経費として、文化庁が定める「文化芸術振興費補助金（独立行政法人日本芸術文化振興会助成金交付事業）交付要綱（平成23年4月1日文化庁長官決定）」（乙5）に従って、文化庁から、「文化芸術振興費補助金」の交付を受けることができる。この文化庁による文化芸術振興費補助金は、文化庁の予算、すなわち税金から賄われるものである。

被告は、上記文化芸術振興費補助金による助成金の交付について、団体の活動に対する援助を適正に実施するため、被告理事長裁定により本件要綱（文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱）及びその取扱細則を定めている（甲9〔本件要綱（令和元年9月27日改正）〕、甲7〔本件募集案内〕の56～61頁）。

本件要綱2条1項4号は、上記の文化芸術振興費補助金による助成の対象となる活動の一つとして「映画創造活動支援事業（劇映画・記録映画・アニメーション映画）」を掲げている。被告は、上記の映画創造活動支援事業として、映画製作団体に対して映画製作助成金を交付している（下図参照）。

以上のとおり、映画製作団体に支払われる映画製作助成金は、税金から賄われるものである。

【図2】 甲7〔本件募集案内〕の1頁の図



2 映画製作助成金の交付の決定

(1) 本件要綱による交付の手続

被告は、「文化芸術振興費補助金」の実施としての映画製作助成金の交付について、被告ウェブサイト（甲4）において募集案内に係る資料（甲7〔本件募集案内〕、甲10〔令和2年度助成対象活動募集案内〕）を公開し、当該資料において本件要綱及びその取扱細則を添付している（甲7、甲10の各56～61頁）。本件要綱による映画製作助成金の交付の手続は、以下のとおりである。

- ① 映画製作助成金の交付を受けようとする者は、本件要綱3条に従って、助成金交付要望書を提出する。
- ② 被告理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動及び交付しようとする助成金の額を内定し、通知

する（本件要綱4条）。

- ③ 内定の通知を受けた者（内定者）は、助成金の交付内定内容及びこれに付された条件を受諾した場合には、本件要綱7条1項に従って、助成金交付申請書を被告理事長が定める期日までに、被告理事長に提出する。
- ④ 被告理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、助成金交付申請書を提出した者に通知する（本件要綱8条1項）。
- ⑤ 助成対象者（本件要綱8条1項の規定による通知を受けた者）は、助成金の支払いを申請する場合には助成金支払申請書を被告理事長に提出する（本件要綱14条）。また、助成対象活動が完了したときは、助成対象活動実績報告書を被告理事長に提出する（本件要綱15条1項）。
- ⑥ 被告理事長は、本件要綱15条による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により、助成対象者に通知するものとする（本件要綱16条）。

主に以上の一連の流れによって、助成対象者は映画製作助成金の交付を受けられるものである。

上記②の交付内定は、助成金に係る手続、執行を円滑に進めるために、交付の申請（本件要綱7条）に先立ち、助成金の交付申請があった場合に助成金を交付する予定があることを事実上表示するものである（この点に関しては、後記第4の3（2）（30頁）において更に述べる。）。

上記④の本件要綱8条1項は、「理事長は、前条第1項の規定による助成金

交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。」と規定している。被告理事長は、この本件要綱8条1項に従って助成金の交付の決定をしている。

なお、本件要綱19条の2第1項は、「理事長は、助成事業により製作された映画を公開した日から5年の間に、当該映画の公開により相当の収益が生じた場合には、助成対象者に対し、助成金交付額を限度としてその収益に相当する額の全部又は一部を振興会に納付することを命ずることができる。」と規定している。

(2) 振興会法14条1項1号イと振興会法17条で準用する補助金適正化法6条1項との関係

上記のとおり、映画製作助成金の交付は、被告が振興会法14条1項1号イの業務の一環として行うものである。しかし、同条は、一定の要件を備えた申請者に対し助成金を交付するものとする、又は、一定の要件を備えた申請者は助成金の交付を受けることができる、というような、助成金の交付の要件を定めてはいない。助成金は義務的なものではなく、任意的、授益的なものであり、振興会法の他の規定や他の法律にも、映画製作助成金について上記のような要件を定めたものはない。このように、振興会法14条1項1号イの業務としての映画製作助成金等の交付は、振興会の政策的・行政的裁量に委ねられ、自由裁量行為（乙6〔藤田「自由裁量論の諸相」日本學士院紀要〕・71, 72頁）とされているのである。

また、独立行政法人通則法19条1項は、「法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。」と規定している。振興会法7条1項は、「振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。」と規定してい

る。振興会法14条1項1号イの業務も、振興会の長である理事長が総理している。このことを受けて、本件要綱8条1項は、前記のとおり、「理事長は、…助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし」として、助成金の交付が被告理事長の自由裁量行為であることを明記しているのである。

ところで、被告が振興会法14条1項1号により支給する資金については、補助金適正化法の規定が準用される（振興会法17条。なお、被告が支給する資金に関する被告理事長の処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は適用されない（振興会法17条が準用する補助金適正化法24条の2）。）。したがって、映画製作助成金の交付についても、補助金適正化法の規定が準用されるものである。

補助金適正化法は、その1条に定めるとおり、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定するものであり、国が補助金等の交付をすることができることを前提として、その交付の手続の適正化、又は交付を受けた側の事業遂行の適正化を図るものである。補助金適正化法は、行政手続法の特別法であり（補助金適正化法24条の2参照）、交付の手続を規律する一般的な規制規範であって、補助金等の交付の根拠を与える根拠規範ではない（ただし、同法10条3項の「各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。」のように、同法自体が根拠規範となっている部分もあるが、それは例外的である。）（乙7〔小滝『補助金適正化法解説』・1～2頁）。補助金適正化法6条も、補助金等の交付にあたっての審査その他補助金等の交付者としてなすべき職務上の手続的義務を法定しているものである（乙8〔加藤＝田頭『補助金制度－その仕組みと運用－』・220頁）。同法6条1項は、「各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該

申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならぬ。」と規定している。この6条1項は、「…等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（…）をしなければならぬ」として、補助金等の交付の申請があったときの各省各庁の長の職務上の手続的義務を定めたものであって、一定の要件を備えた申請者に対し補助金等を交付するものとする、又は、一定の要件を備えた申請者は補助金等の交付を受けることができる、といった実体的要件を定めた根拠規範ではない。実体的要件を定めたものであれば、「等」と、調査事項を例示することもない。

被告理事長は、映画製作助成金交付決定にあたって、手続面で補助金適正化法6条1項の適用を受け、同項が掲げる調査事項を調査し、すみやかに決定をしなければならないが、交付するかどうかは、本件要綱8条1項に従って決定するのであり、同項は、前記のとおり映画製作助成金の交付が被告理事長の自由裁量行為である旨を明記している。

[以下余白]

第3 被告の主張

1 はじめに

本件訴訟は、被告理事長による本件処分（令和元年7月10日付けで行った助成金不交付決定処分（甲6〔助成金不交付決定通知書〕）に関して、原告が、本件処分が違法であると主張して、本件処分の取消しを求めている事案である。その主とする理由は、助成金交付の実体的根拠規定が補助金適正化法6条1項であることを前提に、本件処分が補助金適正化法や本件要綱に記載されていない「公益性の観点」を理由として行われた、というものである。

しかしながら、①補助金適正化法6条1項は、助成金交付の実体的要件を定めた根拠規範ではなく、助成金交付の手続を規制する規制規範である。被告理事長は、本件要綱8条1項に従って本件処分を行った。②本件要綱8条1項は、振興会法14条1項1号イの業務が被告の自由裁量行為であることを受けて、同業務の一環である助成金の交付の決定が被告理事長の自由裁量行為であることを明記している。③また、被告理事長が、本件要綱8条1項の決定において「公益性の観点」を考慮すべきことは、法解釈上当然のことである。

まず本項（第3）において、上記の3点について述べた上で、次項（後記第4（27頁））において、原告の主張に対して個別に反論する。

2 被告理事長は本件要綱8条1項に従って本件処分を行ったこと

本件要綱8条1項は、上記第2の2（1）（15頁）のとおり、「理事長は、…助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし」と規定しているところ、被告理事長は、同項に従って本件処分を行ったものである。

一方、補助金適正化法6条1項は、補助金等の交付の申請があったときは、一定の事項を調査し、調査後すみやかに決定をしなければならないという、各省各庁の長の職務上の手続的義務を定めた規制規範であり、助成金交付の根拠規範ではない。被告理事長は、手続的な面では同項に従い、必要な調査を行い、

すみやかに本件処分を行っている。

3 本件要綱8条1項は助成金の交付が被告理事長の自由裁量行為であることを明記していること等

(1) 行政裁量について

法律は、行政機関に対して包括的な授権を行い、行政機関の政策的・行政的判断に委ねていることがあり、行政機関がこの裁量権に基づき政策的・行政的判断の下で行う行為は、「自由裁量行為」と呼ばれる（乙6〔藤田「自由裁量論の諸相」日本學士院紀要〕・71, 72頁, 乙9〔藤田『行政法I（総論）』・94, 95頁〕。例えば, 乙第9号証〔藤田『行政法I（総論）』・95頁〕は, 例として, 旧行政不服審査法40条6項（乙9〔藤田『行政法I（総論）』刊行当時。現行45条3項。〕を挙げる。

旧行政不服審査法40条6項

「処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。」（下線は被告代理人による）

そして、行政機関（行政庁）がなした自由裁量行為は、法律による授権の範囲を超える場合（逸脱）、又は、形式的には授権の範囲内ではあるものの、実際には、当該行為が授権の目的とは異なった目的のためになされている場合（濫用）に限って、違法となる（行政事件訴訟法30条。乙9〔藤田『行

政法I（総論）』・99～101頁）。

（2） 本件要綱8条1項が規定する被告理事長の裁量権

前記のとおり、振興会法14条1項1号イの業務としての映画製作助成金の交付は、被告の政策的・行政的裁量に委ねられ自由裁量行為とされているのである。このことを受けて、本件要綱8条1項は、「理事長は、…助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし」と規定して、助成金の交付が被告理事長の自由裁量行為であると明記している。

なお、本件要綱8条1項は、「助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし」と規定するに止まる。要件については何ら規定されておらず、自由裁量に委ねられている。

したがって、被告理事長の助成金交付決定は、それが裁量権の逸脱又は濫用に該当する場合に限って違法となるにすぎないものである。

4 本件要綱8条1項による決定において、被告理事長は「公益性の観点」を考慮すべきこと

（1） 行政の本質から、本件要綱8条1項による助成金の交付決定において「公益性の観点」を当然に考慮すべきこと

「行政の本質は、つねに公共性・公益性を追求し、これを実現することにある。」（乙10〔成田他『現代行政法』・34頁〕等と説かれているとおり、そもそも、行政は、公益の実現を終局目的とするものであり、行政主体は、常に公益に則した行政を行う責任を負っている。公益性の追求は、行政の基本である。

和田英夫「補助金と公益性」（ジュリスト増刊『行政法の争点』・336頁）（乙11）は、「無償による奨励的・助成である補助金が、多かれ少なかれ、公益性、すなわち、公益上の必要と関連してのみ、交付されるべきことは、

事柄の性質上、当然である。」と説く。

また、加藤剛一＝田頭基典『補助金制度－その仕組みと運用－』・1頁（乙8）は、「補助金の定義について、これを端的かつ正確に示すことは必ずしも容易でない。しかし、一般には『補助金とは、国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。』といわれている。すなわち、この定義を前提とする限り補助金としての要件は、

- ① 特定の事務、事業に国家的見地において公益性があると認められること。
- ② その事務、事業の実施に資するためのものであること。
- ③ 財政援助の作用をもつものであること。

の三つをあげることができよう。したがって、これらの要件を具備している経費は、その名称の如何を問わず補助金と呼称されている。」と説く（下線は被告代理人による）。

以上のとおり、本件要綱8条1項による助成金の交付決定も、行政処分である以上、明文の規定はないとしても、当然に公益性の観点から行うべきである。

したがって、行政の本質からして、本件要綱8条1項による助成金の交付決定は、公益上必要がある場合に行うべきものであって、「公益性の観点」も当然に考慮要素になることは明らかである。

(2) 本件要綱8条1項による助成金の交付決定に「公益性の観点」を考慮すべきことは法律の要請であること

上記(1)(22頁)において述べたとおり、本件要綱8条1項による助成金の交付決定に当たっては当然に「公益性の観点」を考慮すべきであるが、「公益性の観点」を考慮することは法律の要請でもある。

すなわち、独立行政法人通則法は、次のように規定している（以下、下線及び太字は被告代理人による）。

独立行政法人通則法 1 条 1 項

「この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下『個別法』という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」

2 条 1 項

「この法律において『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において『公共上の事務等』という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。」

2 条 2 項

「この法律において『中期目標管理法人』とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推

進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。」

3条1項

「独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。」

また、振興会法は、次のように規定している。

振興会法 2条

「この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下『通則法』という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とする。」

3条の2

「振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。」

以上のように、被告は、独立行政法人通則法及び振興会法に基づき、独立行政法人の一つである中期目標管理法人として設立されている。

そのため、被告は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を行うことにより「国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的」として設置され、「その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない」という責務を負っているのである。振興会法 14条1項 1号イの事業も、上記の公益上の見地から行うべき事業の一つであり、同事業に要する経費として文化庁から交付を受けた補助金に基づく映画製作助

成金の交付事業も、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要で、公共の利益の増進を推進することを目的としたもの、すなわち、公益性に適合することを求められている事業なのである。

したがって、本件要綱8条1項による助成金の交付決定に当たっては、法律上も、申請内容が「公益性の観点」に反しないかどうかを当然に考慮する必要がある。

(3) 小括

以上のとおり、被告理事長が本件要綱8条1項により行う助成金交付の決定においては、「公益性の観点」を考慮すべきである。

5 本件処分は裁量権の逸脱又は濫用の違法がなく、適法であること

上記3（21頁）のとおり、本件要綱8条1項による助成金交付決定は、自由裁量行為であるため、本件処分は、裁量権の逸脱又は濫用がある場合に限りて違法となるにすぎない。

また、上記4（22頁）のとおり、被告理事長が本件要綱8条1項により助成金の交付決定の判断を行うにおいては「公益性の観点」を考慮すべきである。

以上からすれば、「公益性の観点」を理由に行われた本件処分には、裁量権の逸脱又は濫用の違法が認められないことは明らかであり、加えて、訴状における原告の主張は、後記第4（27頁）のとおり認められるものではないから、本件処分は違法ではない。

[以下余白]

第4 原告の主張に対する反論

1 はじめに

原告は、訴状第2の4「(1) 処分要件欠如」において、『公益性』の観点はそもそも考慮すべきではない事項である。」(訴状11頁17行目)などと主張し、また、訴状第2の4(2)「ア 裁量が限定されること」において、「仮に助成金の交付決定(法6条1項)につき要件裁量が認められるとしても…要件裁量の範囲は狭くなり、その範囲は限定されたものになる」(訴状13頁20～23行目)などとした上で、裁量権の逸脱濫用に係る違法事由として、本件処分には考慮不尽(訴状15頁以下)、他事考慮(同19頁以下)、重大な事実の基礎を欠くこと(同22頁)、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと(同22頁以下)、裁量基準に反する不公正な判断がなされたこと(同22頁以下)、平等原則に違反すること(同24頁)、また、手続的違法事由として、諮問手続の瑕疵(同24頁以下)、理由付記の不備の瑕疵(同25頁以下)をそれぞれ主張している。

しかしながら、本件要綱8条1項による被告理事長の決定は自由裁量行為であって、また、同決定は「公益性の観点」から行うべきである以上、「公益性の観点から、適当ではない」との理由に基づき行われた本件処分が違法でないことについては上記第3(20頁)で述べたとおりである。また、後記第4の5(40頁)において述べるとおり、本件処分には、原告が主張する手続的違法事由も存在しない。

したがって、原告が主張する違法性がないことは明らかであり、原告の請求が認められる余地はないが、本項(第4)においては、念のため、原告による上記各主張のそれぞれについて、被告の反論を述べる。

2 処分要件の欠如(訴状10～12頁)はないこと

(1) 原告の主張

原告は、

- ① 補助金適正化法6条1項には「公益性」が規定されていないこと、
- ② 同法1条の目的に「公益性」が言及されていないこと、
- ③ 同法の他の条文、振興会法及び文化芸術基本法を見ても「公益」、「公共の利益」又は「公共の福祉」という文言は1つもないこと（行政機関の保有する情報の公開に関する法律7条、土地収用法1条、墓地、埋葬等に関する法律1条とは対照的であること）、
- ④ 被告の目的（振興会法3条1項）は、「犯罪の予防」（警察法2条1項）や「公共の安全と秩序の維持」（同項）などとは定められていないこと、
- ⑤ 本件処分の関係法令である文化芸術基本法が文化芸術活動の「自主的な活動」を促進することなどを目的とし（同法1条）、同法の基本理念として「多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」（同法2条5項）ことや「文化芸術を行う者（中略）の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない」（同条9項）などと規定していること

から、「公益性」は要件ではないなどと主張する。

（2） 被告の反論

本件要綱8条1項による助成金の交付決定は、前記のとおり、「公益性の観点」を考慮して行うべきである。「公益性」を考慮して行うべきことは、行政の本質からの当然の要請であり、また、独立行政法人通則法2条、振興会法2条等の法律上の要請でもある。「公益性」を考慮することが処分要件欠如に当たるものではない。

原告は、「公益性」は補助金適正化法6条1項の処分要件とはなっていないと主張するが、補助金適正化法6条1項は、補助金等の交付の申請があったときの各省各庁の長の手続的な職務義務を定めたものであって、いかなる要

件を具備した場合に補助金等を交付するといった補助金等の交付の根拠規範ではないから、原告の主張は失当である。

その上、補助金適正化法6条1項は、補助金等の交付の申請があったときは「当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し」と規定しているところ、前記のとおり、「公益性」を考慮することは法律上の要請であるから、「公益性」を具備しているか否かは、同項の「法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか」として調査の対象となるものである。

したがって、いずれにしても、原告の主張は失当である。

3 裁量の限定（訴状12～14頁）について

(1) 原告の主張

原告は、

- ① 内定決定後に芸術文化振興基金運営委員会への諮問を予定していない本件要綱の定めや、本件募集案内に交付申請書等の記載がなく、助成金交付申請書の審査等について「申請書の受理後速やかに」等の記載があることに基づき、「助成金の交付決定をするか否かの判断は、実質的に助成金の内定決定の段階で行われており、助成金の交付決定は、内定の決定を受けた後に不正な申請がなされたことが発覚したなど特段の事情のない限り、内定決定の判断を維持する手続にすぎないといえ、現に本件処分がなされるまではその通りの運用がなされてきた」こと、
- ② 内定を得たことにより助成金の交付決定を受けられることを前提として作品作り等を行うから、「内定決定後の不交付決定処分は、実質的にみて申請人に対する重大な不利益を被らせる」ものであること、

③ このような重大な不利益からすれば申請行為自体を差し控えることを促すことになるので、他の映画制作会社等の文化芸術を創造する権利や芸術表現の自由への萎縮効果等を与えることを理由に、要件裁量の範囲は相当程度狭いことを主張する。

(2) 原告の①の主張に対する反論

まず、内定は、助成金の交付申請があった場合に助成金を交付する予定であることを事実上表示するものである。この点、東京高裁昭和55年7月28日判決・行集31巻7号1558頁（参考資料〔東京高裁昭和55年7月28日判決。判例タイムズNo. 419〕）も、厚生大臣の保育所設置費国庫負担金の内示は負担金交付の予定の事実上の表示であるとして、次のように判示している。

「適正化法による交付決定の性質についてはすでに説示したとおりであり、事前協議、内示の沿革等及び本件各保育所についての事前協議、内示、交付申請、交付決定の実情等は後記認定のとおりである。右事実によれば、事前協議は内示がなされる前段階の審査の一方法たる実質を有し、そのための協議書の提出は地方公共団体の翌年度における保育所の設置計画を明らかにするものであり、内示は、厚生大臣の負担金交付の予定の事実上の表示とみられ、控訴人が主観的にも客観的にも事前協議の段階において本件請求にかかる負担金につき適正化法上の交付申請をしたものと認めることは困難である。」（下線は被告代理人による）

そして、本件要綱8条1項が「理事長は、…その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは」助成金の交付決定をする旨を定めているとおり、同項に基づく助成金交付申請がなされた際に、当該申請時点までの事

情をもって改めて助成金交付・不交付の可否について審査がなされるものであることは、本件要綱上も明らかである。また、内定後から交付決定時までの間に生じた事情の如何によっては、内定と異なる判断が下され得ることが本件要綱上も予定されている（本件要綱6条及び8条3項も、内定後の交付内定の取消や変更について規定している。）。

原告の主張の当否は別としても、被告理事長が内定後に生じた事情を考慮して本件要綱8条1項に従って決定を行う場合には、その裁量権の範囲が狭くなり限定されるということはない。

本件処分は、本件映画には麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演していることを理由とするものであるが、本件出演者が麻薬取締法違反で有罪判決を受けたのは内定後のことであるから、被告理事長がこのことを考慮して本件要綱8条1項の決定を行うことにつき、裁量権の範囲が限定されるということはない。そして、本件処分が行政事件訴訟法30条の「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合」に該当するとは到底いえない。

(3) 原告の②の主張に対する反論

上記(2)(30頁)でも述べたとおり、内定後に交付の決定がなされない可能性があることは本件要綱上も予定されている。そして、本件内定に係る助成金は、本件映画製作に係る経費のうちの助成対象経費の一部であることに加え、原告は、本件内定を得る前に既に本件映画を完成（原告の主張によれば平成31年3月12日（訴状8頁7行目））していたのであるから、実際にも、原告が述べるような不利益は原告に生じていない。

(4) 原告の③の主張に対する反論

本件要綱上、内定後から交付決定時までの間に生じた事情の如何によっては、内定と異なる判断が下され得ることが予定されており、本件処分の理由

となった事実も、内定後に出演者が麻薬取締法違反で有罪判決を受けるという特別かつ具体的なものであるから、本件処分が他の映画製作会社等の文化芸術を創造する権利や芸術表現の自由への萎縮効果を持つとはいえない。

4 裁量権の逸脱濫用（訴状14～24頁）について

(1) 審査枠組み（訴状14～15頁）について

上記第3の3（21頁）で述べたとおり、本件要綱8条1項の被告理事長の交付の決定は自由裁量行為であるところ、同項に従った本件処分は、専ら、それが裁量権の逸脱又は濫用に該当する場合に限って違法となるものである。

(2) 考慮不尽の違法（訴状15～19頁）について

原告は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次方針）」の記載、並びに、文化芸術基本法、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律及び憲法の各条文からすると、専門家らによる内定決定の判断内容は、助成金交付・不交付の判断に際して極めて重要な事項であって、本件では、劇映画専門委員会等による本件内定の判断に係る審査内容について、何らの考慮がされていないか、又は調査・考慮（重視）がされていないなどと主張する。

この点、被告としては、劇映画の場合には、交付内定にあたって、芸術文化振興基金運営委員会から付託を受けた映像芸術部会、そして映像芸術部会から付託を受けた、専門委員から構成される劇映画専門委員会においてそれぞれ検討がなされ、これらの検討内容を考慮して被告理事長が交付内定（本件要綱4条）を行うこと（甲4〔被告ウェブサイト〕・2枚目）、また、当該交付内定を考慮して被告理事長が交付決定（本件要綱8条）を行うことについて争うものではない（すなわち、交付決定にあたって、劇映画専門委員会

の検討内容が要素として尊重されることを争うものではない。)

しかしながら、劇映画専門委員会等による審査は、本件募集案内(甲7〔本件募集案内〕)の「審査基準」(25頁)に記載するとおり、「作品の企画意図が明確であること」、「作品の内容が具体的であること」、「製作団体の過去の実績に照らして、作品の完成及び公開が実現可能であること」等、主に劇映画の内容や実現可能性に関して行うものである。本件処分は、本件映画には麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し国の事業による助成金を交付することは公益性の観点から適当でないという理由によるものであり、劇映画専門委員会等の検討内容に関わるものではない。そして、被告理事長が公益性の観点から本件要綱8条1項の処分を行うべきことは、既に述べたとおりである。すなわち、本件処分は、劇映画専門委員会等の検討内容とは別の観点によるものであるから、考慮不尽との非難は全く当たらない。

(3) 他事考慮の違法(訴状19～22頁)について

ア 原告は、本件処分に当たって、

- ① 「公益性の観点」を考慮することは、補助金適正化法、文化芸術基本法、振興会法及び憲法の趣旨に反し、許されないこと、
- ② 文化芸術振興費補助金の助成制度は、文化的芸術的価値が高いと専門的に判断された文芸作品等に助成金が交付される法的仕組みを有するものであって、当該観点からしても「公益性の観点」は考慮禁止事項であること、
- ③ 仮に「公益性の観点」が考慮し得るとしても、本件映画の内容、助成金の意義、本件出演者の出演時間、一般人の常識からすれば、被告が刑事罰に係る犯罪を容認するようなメッセージを発したと捉えられる高度の蓋然性ないし相当程度の蓋然性やその具体的なおそれはな

く、むしろ映画製作のみならず文化芸術表現活動全般に萎縮効果をもたらすこと

から、本件処分には他事考慮に基づく違法があるなどと主張する（訴状19頁19行目～21頁23行目）。

しかしながら、原告の①及び②の各主張に関しては、上記第3の4（22頁）で述べたとおり、被告理事長による交付決定に当たっては、交付内定前の劇映画専門委員会等の検討内容に加えて、「公益性の観点」を考慮すべきものであるから、原告の主張には理由がない。

ところで、原告は、訴状及び意見陳述において、繰り返し「表現の自由」について主張するが、本件処分は、本件映画の内容を問題とするものではなく、本件映画の製作・劇場公開を制約するものではない。現に、原告は、平成31年3月29日付けで映画製作助成金の交付内定（助成対象経費78,168千円につき助成金の額10,000千円、甲3〔本件内定通知書〕）を得る前に、既に本件映画を完成（原告の主張によれば同月12日（訴状8頁7行目））し、予定どおり令和元年9月27日に劇場公開をしている（甲5〔助成金交付申請書〕・「公開予定時期」（同2枚目）、乙12〔「宮本から君へ」上映劇場〕）。そして、本件処分は、映画製作費の一部について、任意的助成金を交付しないというものであり、その理由として「公益性の観点から」と述べるに止まらず、本件映画には麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しているという特別かつ具体的な事実を明確に述べているのであるから、文化芸術表現活動全般に萎縮効果をもたらすような性質のものではない。

また、③の主張に関しては、後記（4）（36頁）のとおり、本件出演者は本件映画の主要な出演者である。そして、人気俳優であった本件出演者の逮捕、並びに本件内定後になされた本件出演者の起訴及び有罪判決については、テレビ、新聞、ネットニュースなどで多数報道されていたもので

あって（乙13〔2019年3月13日朝日新聞デジタル記事（本件出演者の逮捕）〕、乙14〔2019年4月2日朝日新聞デジタル記事（本件出演者の起訴）〕、乙15〔2019年6月18日朝日新聞デジタル記事（本件出演者の有罪判決）〕）、刑も懲役1年6月と重く、本件処分時は執行猶予期間（3年）中であつたものである。民間業者が本件出演者の出演する過去作品についても放映を自粛する中で、映画製作助成金という原資を税金とするものについて交付決定をすることは、薬物乱用が人間の生命を奪い、社会や国の安定を脅かすなど最も深刻な社会問題の一つとなっている中で、「国は薬物乱用に対し寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であつても国は大目に見てくれる」といったメッセージを被告が世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まる危険があることは明らかである。

したがって、原告の主張は、到底認められるものではない。

イ また、原告は、本件処分は異例の判断であるため、不当ないし不法な動機に基づく処分であるものと考えられるなどと主張する（訴状21頁24～26行目）。

しかしながら、被告理事長は、本件内定後に本件出演者についての麻薬取締法違反の有罪判決が確定したため、公益性の観点から本件処分を行ったもので、不当ないし不法な動機に基づき本件処分を行ったものではない。

ウ さらに、原告は、再編集の困難性ないし不可能性等に係る事情について十分な調査、判断を尽くすことなく不公正な取扱いをしたから、本件処分には動機の不当性（不法な動機）ないし他事考慮に基づく違法があるなど

と主張する（訴状22頁1～4行目）。

しかしながら、再編集の困難性ないし不可能性等にかかわらず、本件映画に麻薬取締法違反による有罪が確定している者が出演している以上、被告理事長としては公益性の観点から助成金を交付しないのであるから、本件処分について動機の不当性ないし他事考慮の非難は当たらない。

なお、被告が原告に対して本件映画の再編集の予定及びその困難性について確認し、原告から、再編集しない旨回答を得たことについては、上記第1の3（5）（9頁）で述べたとおりである。

（4） 重大な事実の基礎を欠くこと（訴状22頁）について

原告は、本件出演者の本件映画出演時間は全129分のうち合計11分であり、全体の約9%未満と短く、また、本件出演者は主演ではないところ、被告はこれらの重大な事実を誤認しているか、又は調査を十分に行っていない、もしくは事実関係の判断の基礎としていないなどと主張する（訴状22頁6～14行目）。

しかしながら、本件出演者は、ミュージシャン、タレント、俳優等複数の肩書で多方面で活躍し、過去には日本アカデミー賞優秀助演男優賞ほか数々の賞を受賞した経験もあり、日本国民に広く知られ、人気を博していた者である（乙16〔本件出演者プロフィール〕）。そして、本件出演者は、本件映画には、主役ではないものの、主人公の取引先の部長であり、かつ、主人公の敵役の父親として両者を引き合わせる重要な役として出演しており、本件映画のエンドロールにおいても、メインキャストの一人としてキャストの最後に大きく名前が記載されていた（乙1の1〔本件映画〕、乙1の2〔エンドロールの再生画面のキャプチャ〕・16枚目）。

原告自身も、本件映画において本件出演者が単なる脇役の一人ではなく、重要な出演者と考えていたことは、交付申請書（甲5〔助成金交付申請書〕）

の2枚目に、「主な出演者」の6名のうちの1人として本件出演者の名前が記載されており、同申請書の5枚目の『「宮本から君へ」キャスト費』にも本件出演者が「メインキャスト費」の欄に掲載されていたこと（乙17〔助成金交付申請書の5枚目〕）や、原告が編集・発行した本件映画のパンフレットにおいて顔写真と経歴とともに本件出演者の名前が紹介されていること（甲2〔本件映画のパンフレット〕・10枚目）からしても、原告が、本件映画における本件出演者の出演を重視していたことは明らかである。

また、本件映画のパンフレット（甲2）において、原告の「拓馬の父・敬三はピエール瀧さん。コワモテな親子感がいい」との文章に続いて、本件映画の監督である真利子哲也氏と本件原作の著者である新井氏は、「ピエールさんはこの映画の重しになっているよね。ピエールさんと、佐藤二朗さんは、最初から『宮本』にいたような顔で出てくる。」（新井氏）、「拓馬の父親を誰にするかは重要でした。…『宮本』のメインキャストは、イメージとしては文化系ですが、ピエールさんも佐藤さんも、見た目では体育会系としての説得力が出せる。」（真利子氏）と述べており（甲2〔本件映画のパンフレット〕の16枚目）、本件映画の監督及び原作者も、本件出演者が重要な出演者であったと認識していたものである。

このように、観客からは、本件出演者が本件映画に重要な役割で出演していることを明確に認識できるものであり、原告自身や映画関係者（監督・原作者）も本件出演者の出演を重視していたものである。具体的な出演時間や主演か否かは、本件出演者が本件映画に与える影響力を正確に捉えるものではないから、重大な事実ではない。

したがって、被告理事長としては、上記のような本件出演者が麻薬取締法違反により有罪が確定したことから、本件映画に対し国の事業による助成金を交付することは、国民に国が薬物の使用を容認ないし軽視しているという印象を与えるおそれがあることを考慮して、「公益性」を判断したものであり、

その判断の基礎に誤りはない。

(5) 事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと（訴状22頁）について

原告は、文化芸術の専門家や一般人が、本件映画に対する助成がなされた場合に、被告が薬物使用を公的に容認するかのようなメッセージを発したなどと受け取ることは通常なく、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くなどと主張する。

しかしながら、被告の映画製作助成金は劇映画の一部について特別に与えられる任意的・授益的なものであること、前記のとおり本件出演者が本件映画における重要な出演者であること、本件出演者が受けた刑は麻薬取締法違反による懲役1年6月という重いものであることからすると、本件映画に対し国の事業による助成金を交付することは、薬物濫用が深刻な社会問題の一つとなっている中、国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発することとなるおそれが十分ある。原告の上記主張は失当である。

(6) 裁量基準に反する不公正な判断（訴状22～24頁）について

ア 原告は、まず、本件募集案内が「仮に審査基準（行政手続法5条1項、3項参照）ないしそれに準ずる助成金申請者らの信頼の対象となる基準となる（前記のとおり仮に要件裁量が認められるとすれば裁量基準となる）としても、……原告の申請内容は本件募集案内や本件要綱の基準をすべて満たしたものであるから、特段の事情のない限り交付決定がなされるべきである。」などと主張する（訴状22頁25行目～23頁8行目）。

しかしながら、本件募集案内及び本件要綱は、一定の要件を充足すれば助成金を交付する、とは記載していない。本件要綱8条1項による助成金の交付決定は被告理事長の自由裁量行為である。そして、前記のとおり、

被告理事長は、公益性の観点から助成金の交付を決定することが求められている。被告理事長が公益性の観点から本件処分を行ったことに何ら違法はない。原告の上記主張は失当である。

イ また、原告は、「公表された審査基準にない事項を考慮ないし重視して審査を行うことは……特段の例外的事情がなければ許されないものである。にもかかわらず、処分庁は、……『公益性の観点』という……補助金適正化法・文化芸術基本法・振興会法の趣旨に反する考慮禁止事項を考慮した判断をしているが、かかる事項は上記『特段の事情』としても到底考慮しえない」などとも主張する（訴状23頁13～23行目）。

しかし、上記第3の4（22頁）のとおり、振興会法等の法律から助成金の交付は「公益性の観点」からも行うことが求められている。被告理事長は、本件要綱8条1項による助成金交付の決定において、行政の本質から、及び上記法律による要請から、当然に「公益性の観点」を考慮すべきであり、「公益性の観点」を「補助金適正化法・文化芸術基本法・振興会法の趣旨に反する考慮禁止事項」などという原告の主張は失当である。

ウ さらに、原告は、本件処分以降に行われた被告による本件要綱及び本件募集案内の改定について言及しつつ縷々述べるが（訴状23頁24行目～24頁5行目）、被告が本件処分を行うに当たって「公益性の観点」を考慮することは行政の本質及び振興会法等の法律の規定から当然に求められるものであること、かかる結論が本件要綱及び本件募集案内の内容によって影響を受けないことは繰り返し述べているとおりであるので、原告の主張には理由がない。

なお、原告が指摘する本件要綱及び本件募集案内の各改定は、助成金交付の決定においては「公益性の観点」を考慮すべきであることを念のため

に明確化しておくという趣旨で行われたものにすぎない。

(7) 平等原則違反（訴状24頁）について

原告は、「本件処分は、上記のとおり考慮しえない事項（被告訴訟代理人注：「公益性の観点」を指すものと思われる。）を理由に別異の取扱いをするものであるから、合理的理由のない差別といえ、平等原則の観点からも、裁量権の逸脱・濫用があり違法である。」などと主張する（訴状24頁21行目～23行目）。

しかしながら、繰り返し述べるとおり、被告が本件処分を行うに当たって「公益性の観点」を考慮すべきことは当然のことであり、「公益性の観点」を理由に本件処分を行ったことには合理的理由があり、原告の上記主張には理由がない。

5 手続的違法（訴状24～26頁）について

(1) 諮問手続の瑕疵（訴状24～25頁）について

原告は、「劇映画専門委員会等は、諮問機関としての性質を有するものといえる。にもかかわらず、被告は、劇映画専門委員会等と逆の判断を特に合理的な理由なく同委員会等の判断を実質的に経ないで行っているといえるため違法である。」などと主張するが、上記4（2）（32頁）でも述べたとおり、被告理事長は、交付決定に当たって、劇映画専門委員会等の検討内容を考慮しつつも、これに加えて、「公益性の観点」を考慮すべきである。

劇映画専門委員会等は、主に作品の企画意図が明確であること、作品の内容が具体的であること等の作品の内容や実現可能性等を審査する機関である。本件処分は、本件映画には麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し助成金を交付することは公益性の観点から適当でないというもので、本件映画の内容や実現可能性等を問題とするものではない

から、劇映画専門委員会等と逆の判断を行ったことにはならず、劇映画専門委員会等の審査を再度経なければならないものではない。原告の上記主張は失当である。

(2) 理由付記の不備の瑕疵（訴状25～26頁）について

原告は、「適正化法6条1項に基づく処分については行政手続法が除外されている（法24条の2）が、同条は、恣意を抑制し慎重かつ公正妥当な判断を担保し、争訟の便宜を図るという行政手続法8条の趣旨を無視した処分を許す趣旨に出たものではないことから、少なくとも、処分に係る決定通知書の『記載自体から』事実関係及び『法規』の適用関係等を『了知しうるもの』でなければならない」とした上で、本件処分の理由付記に不備があるとして、本件処分は取り消されるべきである旨を繰々主張する。

しかしながら、原告が自認するとおり、本件処分については行政手続法の適用が除外されており（補助金適正化法24条の2）、理由付記を義務付ける行政手続法8条の規定は、本件処分に適用されない。

そして、補助金適正化法上、同法6条1項に定める決定について理由を付記しなければならないという行政手続法8条と同趣旨の規定は存在せず、むしろ、補助金適正化法21条の2が「各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。」（下線は被告代理人による）と定めていることからすれば、同条において明記されていない処分（すなわち、補助金適正化法6条1項に規定する交付決定たる本件処分）について、理由付記の義務がないことは明らかである。

なお、原告が指摘する最判昭和60年1月22日・民集39巻1号1頁は、「一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの

程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」との判示から明らかなどおり、行政処分に関して法律上の理由付記義務がある場合における、理由付記の程度に関して述べたものにすぎないから、上記のとおり、決定に理由付記義務がない本件において、同判例を参考とする余地がもとより存在しないことは自明である。

したがって、被告は、本件処分にあたり理由を付記しなければならない義務をそもそも負っていなかったのであるから、かかる義務の存在を前提として、当該義務の違反を述べる原告の主張は前提を欠くというほかなく、失当である。

その上、被告理事長は、法的義務ではないものの、本件処分の通知書（甲6〔助成金不交付決定通知書〕）に「不交付決定理由」として、「本助成対象活動である映画『宮本から君へ』には、麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業による助成金を交付することは、公益性の観点から、適当ではないため。」と記載している。この記載が、麻薬取締法違反により有罪が確定した者が出演している本件映画に、国の事業による助成金を交付することは、薬物濫用が深刻な社会問題の一つとなっている中、国が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信するおそれがあり、そのことが公益性の観点から適当でないという趣旨であることは明らかである。いずれにしても、本件処分に理由付記不備の違法はない。

6 まとめ

したがって、原告の主張にはいずれも理由がない。

第5 結語

以上に述べたとおり，原告の主張にはいずれも理由がないから，原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

[以下余白]

第6 求釈明

本件映画が平成31年3月12日に完成していたとして（訴状8頁7行目参照）、当該時点の映画の内容と、同年4月24日に行なわれた初号試写（訴状9頁16行目）で上映された映画の内容との間に変更点はあるか、明らかにされたい。変更点がある場合には、その内容も合わせて明らかにされたい。

以上